

議案第33号

令和7年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 44事業所
- (2) 年間総給水量 5,840,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 16,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	382,757千円
第1項 営 業 収 益	289,084千円
第2項 営 業 外 収 益	93,673千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	413,897千円
第1項 営 業 費 用	401,409千円
第2項 営 業 外 費 用	12,488千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 187,851千円は、過年度分損益勘定留保資金 187,851千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	187,851千円
第1項 建 設 改 良 費	10,423千円
第2項 企 業 債 償 還 金	177,428千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

- 第1款 工業用水道事業費用
 - 第1項 営 業 費 用
 - 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は

それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 34,548千円

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一